

臨時總會議案書

平成19年度

日時 平成20年3月26日(水) 午後1時30分

場所 社団法人熊本県浄化槽協会 会議室

社団法人 熊本県浄化槽協会

臨時總會次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事録署名人選出

5. 議事審議

第1号議案 平成20年度事業計画（案）承認について

第2号議案 平成20年度収支予算（案）承認について

6. 報告事項

7. 閉会の辞

第1号議案

平成20年度事業計画

熊本県における平成18年度末の汚水処理人口普及率は72.4%に達しているが、人口5万人未満の中小市町村においては62.9%にとどまり、さらなる汚水処理施設整備の進捗が期待されている。特に中小市町村及び中山間地域等における汚水処理施設には、個別分散型施設である特長を有する浄化槽での整備が最も有効であるため、今後より一層の設置促進を図る必要がある。さらに、浄化槽が適正に設置され所期の機能を発揮し公共用水域等の水質保全を図るためには適正な維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）を効率的かつ確実に実施できる仕組みづくりが必要不可欠である。

平成20年度の浄化槽関係予算（案）においては、実質的に前年度と同額が計上されるとともに浄化槽整備区域の支援措置の充実・強化として、浄化槽設置整備事業における計画策定調査費、高度処理型浄化槽の基準額の特例の創設や浄化槽市町村整備推進事業の助成要件の一層の緩和を行うとしている。

このような背景の中、当浄化槽協会は行政機関、関係業界と連携して浄化槽法第11条検査の受検率の一層の向上に取り組むほか、浄化槽管理者に対し浄化槽の維持管理の必要性等の周知啓発、浄化槽関係者の役割を明らかにした「浄化槽運用指針」の周知徹底等の普及啓発事業等次に掲げる事業を実施する。

また、本年12月1日に公益法人制度改革関連3法が施行されることに伴い、同法に基づく公益社団法人への認定申請を行う。

なお、事業実施に際しては、PDCAサイクルに基づく業務管理の徹底により事業の効率的・効果的な遂行を図るほか、事務事業費の節減に最大限に努める。

1 理事会及び部会・各種委員会の活性化

理事会及び部会・各種委員会の活性化を図り、協会の運営を円滑に進める。

2 法定検査事業の推進

浄化槽法第7条及び第11条に定める水質検査（法定検査）〔以下「7条検査」及び「11条検査」という。〕は、浄化槽がその所期の機能を発揮していることを判定する重要な業務である。

また、改正浄化槽法の施行により、法定検査を受検しない者（未受検者）に対する指導・助言・勧告・命令といった県等の指導監督が強化された。

当浄化槽協会としては、行政及び関係団体等との連携強化を図りつつ更なる受検率の向上に取り組む。

- 1) 7条検査及び11条検査の実施目標基数
7条検査実施基数は、3,300基を数値目標とする。
11条検査実施基数は、72,000基を数値目標とする。
- 2) 維持管理業界との協力体制の構築及び推進
平成19年度に策定された「浄化槽法第11条検査手続等業務協力協定書」に基づき関係業界との連携強化を図り効率的な検査体制を構築し法定検査の目標達成を目指す。
- 3) 社団法人熊本県浄化槽協会法定検査業務計画（新5ヵ年計画）の見直し作業
本年が当該計画中間年（3年目）にあたることから、計画の進捗状況等を分析し必要に応じて目標検査基数の再検討を行い計画の適正化に努める。
- 4) 信頼性確保のための検査体制の検討
ISO9001に準拠した検査体制を構築し検査技術の確立及び精度管理を高め法定検査の信頼性の確保に努める。
- 5) 未受検者対策
未受検者リストをもとにした受検勧奨を引き続き行なうとともに、行政機関へは国の通達等に基づく受検指導の更なる強化等を要請し関係業界とも連携しつつ未受検者の減少に努める。
- 6) 法定検査等機器整備
BOD自動分析装置等の整備を行い検査の効率化を図る。
- 7) 未収金対策
前年度の未収金対策の評価を踏まえ、より効果的な未収金減少対策を行う。
- 8) 業務効率化及び個人情報保護対策等
情報システムの改善等により検査業務の効率化及び個人情報等の保護を図る。

3 製造、施工及び維持管理の適正化事業の推進

浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃、法定検査に関する総合的な指針である「浄化槽運用指針」に基づき、不適正浄化槽の減少及び無管理・無清掃、無資格者施工、違反みなし浄化槽対策のために次の事業を実施する。

- 1) 浄化槽運用指針の周知
地域（保健所別）連絡会議等を活用し運用指針の周知を図るとともに、ブロック研修会等を開催し更なる周知に努める。
- 2) 不適正浄化槽対策
不適正浄化槽の原因を究明し、最適な改善方法を提案しその効果を測定することで浄化槽の信頼性向上に努める。
- 3) 無管理・無清掃浄化槽対策
行政機関、関係業界、支部と連携しつつ無管理・無清掃、無資格者施工、違反み

なし浄化槽の一掃に努める。

4 浄化槽設置実態把握調査研究事業

浄化槽の適正な維持管理と法定検査受検率の向上のため、モデル地区での設置状況調査を完了させ、その結果を精査し今後の調査への対策を研究する。

5 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）対策

みなし浄化槽はその処理方式から汚濁負荷が高く公共用水域の水質悪化の原因の一つであることにかんがみ、行政等との連携のもと適正な維持管理を徹底するとともに処理能力の優れた浄化槽への転換が推進されるよう次の事業を実施する。

1) 国、県等への要望

浄化槽の普及を阻害する原因であるみなし浄化槽から浄化槽への転換が推進されるよう引き続き要望を行なう。

2) 無管理、無清掃浄化槽への対策

行政機関の指導のもと立ち入り検査を実施し適正な維持管理の徹底に努める。

3) 11条検査による周知

公共用水域の水質保全のため法定検査の受検率の向上を図り、浄化槽への転換の啓発等を行う。

6 技術者講習会事業

浄化槽関係業界の更なる技術の向上をはかるため、次の事業を実施する。

1) 施工、保守点検、清掃業者講習会の開催

施工、保守点検、清掃業者及び当協会職員を対象に技術の向上のための講習会を延べ3回程度開催する。

2) 浄化槽設備士講習会の開催

財団法人日本環境整備教育センターの委託を受けて、平成20年8月19日（火）から8月23日（土）まで熊本市で開催する。

7 設置者への周知啓発事業

浄化槽管理者（設置者、使用者等）へ生活排水処理施設の必要性と浄化槽の、浄化槽を使用するための維持管理の必要性を分かり易く説明するなど浄化槽を通じた水環境の保全に関する周知啓発のため次の事業を行う。

1) 設置者講習会の開催

行政機関、関係業界と連携を取りつつ、浄化槽管理者を対象に維持管理の徹底等を目的に「浄化槽設置者講習会」を4地区程度開催する。

2) 設置者への周知啓発の充実

浄化槽に係る維持管理等の徹底を促すために必要な協会業務内容及び維持管理、法定検査等の内容を分かり易く示したパンフレットを作成し、また総括的な周知の観点から各種メディアとも連携し計画的に継続的な啓発を行う。

8 浄化槽の普及啓発及び情報提供事業

NPO法人等の公共性のある環境保全団体等との連携を強化し環境保全活動に取り組むほか、各種イベント等に積極的に参加協力し浄化槽の普及啓発に努めるため次の事業を実施する。

1) 協会会報等の発行

会員に対して、協会の動向や浄化槽に関する各種行政通知文書また各種講習会等案内に関する情報を遅滞なく発信する。

2) 各種イベントへの参加

積極的に参加し、広く県民に水環境の保全に果たす浄化槽の役割等を周知する。

3) ホームページの運用及び充実

内容の充実を図り更に利便性を高めたものにし、浄化槽に関する情報提供の重要なツールとしてその運用の充実を図る。

4) NPO法人等との連携

当協会の事業目的に合致した取り組みを行う団体等と積極的に連携を図り水環境の保全に努める。

9 支部組織との連携強化

支部組織体制を強化し浄化槽に関する種々の情報提供に努め、適正な施工、維持管理が行われる体制を構築するため次の事業を実施する。

1) 支部組織体制の強化

支部長連絡会議を活用し各種情報等の提供や支部の諸問題の円滑な改善を行い組織の強化を図る。

2) 地域（保健所別）連絡会議の開催

浄化槽に関する権限移譲が一部市町村に対し行われたことを踏まえ、浄化槽に関する諸施策等が円滑に行われるよう情報及び意見交換の場として行政機関と協議のもと開催する。

10 計量事業について

浄化槽に関わる河川や地域の調査研究、地域汚水処理計画作成等の水質調査、浄化槽の水質改善研究等の事業を推進する。

11 浄化槽機能保証制度の推進

浄化槽の信頼性確保のための重要な制度であるため、引き続き事業の推進に努める。

12 職員研修の強化

検査技術、BOD分析技術、情報処理技術、業務管理、法令順守、公益法人制度改革等の職員研修を実施し、人材の育成及び組織の強化を図る。

13 PFI事業（民間主導による公共事業）の調査研究

市町村整備推進事業などの浄化槽整備事業にPFI手法が導入されるよう引き続き市町村に働きかけるとともに、PFI手法導入にあたっての課題等についても調査研究を行う。

14 公益社団法人への移行について

公益法人制度改革に関する情報収集を行い、公益認定基準を満たすために定款及び事業、組織、規程、財務状況等を精査し「公益法人移行特別委員会」等を中心に平成20年12月を目標に公益社団法人への移行申請手続を行う。

15 生活排水処理計画支援事業

浄化槽による生活排水処理の優位性の周知を行うとともに、県及び市町村と連携協力し生活排水処理計画の策定、見直し作業への支援事業を行う。

浄化槽に関する総合的なコンサルティング体制の構築に向けた人材育成や調査研究を行う。

16 顕彰・表彰事業の推進

次の表彰の機会には積極的に推薦を行う。

- 1) 叙勲、褒章等
- 2) 環境大臣表彰
- 3) 国土交通省総合政策局長表彰
- 4) 国土交通省住宅局長表彰
- 5) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰
- 6) 環境省環境管理部水環境管理部長表彰
- 7) 熊本県環境整備功労者知事表彰
- 8) (社)全国浄化槽団体連合会会長表彰
- 9) 当浄化槽協会会長表彰

平成20年度収支予算書

(平成 20年 4月 1日から平成 21年 3月31日まで)

社団法人 熊本県浄化槽協会

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	(0)	(0)	(0)	
基本財産利息収入	0	0	0	
②. 入会金収入	(300,000)	(500,000)	(-200,000)	
入会金収入	300,000	500,000	-200,000	
③会費収入	(11,880,000)	(12,240,000)	(-360,000)	
正会員会費収入	11,880,000	12,240,000	-360,000	
④事業収入	(335,450,000)	(327,868,000)	(7,582,000)	
検査手数料	(322,050,000)	(311,918,000)	(10,132,000)	
7条検査手数料	33,330,000	38,380,000	-5,050,000	
11条検査手数料	288,720,000	273,538,000	15,182,000	
保証登録料	(9,750,000)	(11,700,000)	(-1,950,000)	
登録手数料	9,750,000	11,700,000	-1,950,000	
手数料等収入	(3,650,000)	(4,250,000)	(-600,000)	
設置届手数料	900,000	900,000	0	
講習会手数料	900,000	2,000,000	-1,100,000	
計量事業収入	1,500,000	1,000,000	500,000	
委託収入	350,000	350,000	0	
⑤敷金戻り収入	(0)	(330,000)	(-330,000)	
敷金戻り収入	0	330,000	-330,000	
⑥雑収入	(950,000)	(950,000)	(0)	
預金利息	100,000	100,000	0	
諸手数料	300,000	350,000	-50,000	
雑収入	550,000	500,000	50,000	
事業活動収入合計	(348,580,000)	(341,888,000)	(6,692,000)	
2. 事業活動支出				
①事業費	(259,408,000)	(265,187,000)	(-5,779,000)	
法定検査費	(29,050,000)	(30,421,000)	(-1,371,000)	
検査試薬費	650,000	450,000	200,000	
検査器具購入費	3,100,000	5,300,000	-2,200,000	
検査燃料費	6,200,000	7,000,000	-800,000	
検査宿泊費	3,000,000	3,000,000	0	
車輻費	9,300,000	9,071,000	229,000	
交渉費	500,000	100,000	400,000	
検査諸費	4,500,000	3,500,000	1,000,000	
臨時職員給与	1,800,000	2,000,000	-200,000	
登録事業費	(3,100,000)	(3,600,000)	(-500,000)	
登録諸費	600,000	700,000	-100,000	
全浄連負担金	2,000,000	2,400,000	-400,000	
保証基金	500,000	500,000	0	
手数料等諸費	(2,200,000)	(1,700,000)	(500,000)	
設置届諸費	1,400,000	0	1,400,000	
講習会費	600,000	1,500,000	-900,000	
実地調査費	200,000	200,000	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備考
人件費	(176,400,000)	(171,800,000)	(4,600,000)	
職員給与	91,900,000	89,400,000	2,500,000	
諸手当	30,500,000	30,400,000	100,000	
賞与	31,000,000	29,800,000	1,200,000	
諸保険負担金	21,000,000	20,200,000	800,000	
福利厚生費	2,000,000	2,000,000	0	
事業経費	(48,658,000)	(57,666,000)	(-9,008,000)	
通信運搬費	18,000,000	15,000,000	3,000,000	
備品消耗品費	3,500,000	5,300,000	-1,800,000	
検査施設整備費	0	500,000	-500,000	
印刷費	3,000,000	3,000,000	0	
賃借料	2,200,000	4,100,000	-1,900,000	
諸負担金	158,000	158,000	0	
検査協力費	8,100,000	17,278,000	-9,178,000	
事務委託費	2,200,000	2,200,000	0	
支所運営費	3,000,000	2,500,000	500,000	
支部対策費	1,500,000	1,300,000	200,000	
支部事業育成費	2,300,000	2,330,000	-30,000	
啓発宣伝費	3,000,000	2,000,000	1,000,000	
生活排水処理事業費	200,000	300,000	-100,000	
設置基数調査費	300,000	200,000	100,000	
設置者講習会費	200,000	200,000	0	
不適正浄化槽改善事業費	200,000	200,000	0	
技術者講習会費	500,000	500,000	0	
検査員講習会費	300,000	600,000	-300,000	
②管理費	(73,598,000)	(101,426,000)	(-27,828,000)	
人件費	(29,750,000)	(32,850,000)	(-3,100,000)	
職員給与	16,600,000	18,300,000	-1,700,000	
賞与	4,800,000	5,300,000	-500,000	
諸手当	4,500,000	5,000,000	-500,000	
諸保険負担金	3,500,000	3,900,000	-400,000	
福利厚生費	350,000	350,000	0	
会議費	(9,873,000)	(10,823,000)	(-950,000)	
総理会費	2,000,000	2,000,000	0	
理事會費	1,800,000	1,800,000	0	
支部長會費	650,000	500,000	150,000	
監査會費	23,000	23,000	0	
諸技術研修費	3,400,000	4,000,000	-600,000	
技術研修費	2,000,000	2,500,000	-500,000	
需用費	(33,975,000)	(57,753,000)	(-23,778,000)	
慶弔厚生費	300,000	300,000	0	
福利厚生費	6,200,000	6,120,000	80,000	
旅費	700,000	500,000	200,000	
通信運搬費	1,500,000	1,500,000	0	
備品消耗品費	600,000	4,500,000	-3,900,000	
システム改造費	2,800,000	4,300,000	-1,500,000	
印刷費	300,000	300,000	0	
水道光熱費	3,500,000	3,300,000	200,000	
事務所費	0	2,200,000	-2,200,000	
事務所維持費	1,800,000	1,800,000	0	
登録取得費	0	7,200,000	-7,200,000	
事務所移転費	0	2,000,000	-2,000,000	
移転披露費	0	1,000,000	-1,000,000	
賃借料	4,400,000	4,800,000	-400,000	
報酬費	1,100,000	1,050,000	50,000	
租税公課	1,500,000	5,830,000	-4,330,000	
諸負担金	1,200,000	1,200,000	0	
啓発宣伝費	800,000	2,500,000	-1,700,000	
支払利息	2,175,000	1,653,000	522,000	
ISO登録費	500,000	600,000	-100,000	
新聞図書費	600,000	600,000	0	
新雜費	4,000,000	4,500,000	-500,000	
事業活動支出合計	(333,006,000)	(366,613,000)	(-33,607,000)	
事業活動収支差額	(15,574,000)	(-24,725,000)	(40,299,000)	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備考
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①固定資産売却収入 基本財産売却収入	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
投資活動収入合計	(0)	(0)	(0)	
2. 投資活動支出				
①固定資産取得支出 土地購入支出 建物購入支出 建物附属設備購入支出 什器備品購入支出	(1,400,000) 0 0 0 1,400,000	(100,200,000) 0 98,000,000 0 2,200,000	(-98,800,000) 0 -98,000,000 0 -800,000	
投資活動支出合計	(1,400,000)	(100,200,000)	(-98,800,000)	
事業活動収支差額	(-1,400,000)	(-100,200,000)	(98,800,000)	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
①借入金収入 長期借入金収入	(0) 0	(140,000,000) 140,000,000	(-140,000,000) -140,000,000	
②基本財産収入 基本財産取崩収入	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
③特定預金取崩収入 別途積立預金取崩収入 全国大会積立預金取崩収入	(0) 0 0	(0) 0 0	(0) 0 0	
財務活動収入合計	(0)	(140,000,000)	(-140,000,000)	
2. 財務活動支出				
①借入金返済支出 借入金返済支出	(14,004,000) 14,004,000	(38,336,000) 38,336,000	(-24,332,000) -24,332,000	
②敷金・保証金支出 敷金支出	(0) 0	(240,000) 240,000	(-240,000) -240,000	
③特定預金支出 別途引当預金支出 全国大会引当預金支出	(0) 0 0	(0) 0 0	(0) 0 0	
財務活動支出合計	(14,004,000)	(38,576,000)	(-24,572,000)	
財務活動収支差額	(-14,004,000)	(101,424,000)	(-115,428,000)	
IV 予備費支出				
①予備費支出 予備費	(170,000) 170,000	(100,000) 100,000	(70,000) 70,000	
当期収支差額	0	-23,601,000	23,601,000	
前期繰越収支差額	129,637,886	125,637,886	4,000,000	
次期繰越収支差額	129,637,886	102,036,886	27,601,000	